

老人クラブ等事業運営要綱

1 組織について

(1) 老人クラブ

ア 会員

(ア) 年齢は 60 歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60 歳未満の加入を妨げないものとする。

(イ) 老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織するものとする。

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

イ 会員の規模

おおむね 30 人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

ウ 役員

会員の互選による代表者 1 人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

(2) 市町村老連

ア 組織の構成

市町村の地域を範囲として、当該地域内の老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員

代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

なお、役員を選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の選任に努めなければならない。

また、役員のほか、適任者による活動別リーダーを置くものとする。

ウ 組織の運営

事務局については自主的に設置運営するよう努めるものとする。

また、目的を達成するために必要に応じて、委員会を設置するものとする。

(3) 都道府県・指定都市老連

ア 組織の構成

都道府県・指定都市の地域を範囲として、当該地域内の市町村老連、及び老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員及び組織の運営

(2) のイ及びウに準じるものとする。

2 実施主体について

3 の (1) の事業は老人クラブ、同 (2) の事業は市町村老連、同 (3) の事業は都道府県・

指定都市老連、同（４）の事業は市町村老連又は都道府県・指定都市老連を実施主体とする。

3 事業について

（１）老人クラブ等事業

老人クラブにおける、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動。

（２）市町村老連事業

ア 活動促進事業

老人クラブ及び都道府県・指定都市老連と連携した調査研究、啓発広報活動等老人クラブの活動の促進に資する各種事業。

イ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動及び体力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業。

ウ 地域支え合い事業

子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業。

エ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織の設置（委員会・部会等）や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業。

オ 市町村老連活動支援体制強化事業

上記事業を円滑に実施するための企画立案等を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業。

（３）都道府県・指定都市老連事業

ア 老人クラブ等活動推進事業

都道府県・指定都市老連における老人クラブ等活動推進員の設置、老人クラブや市町村老連の活動促進のための企画立案、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業。

イ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けのスポーツ・体操等の指導者養成のための研修会、各種講習会の開催や介護予防に係る取組の先駆的事例の収集・普及及び関係機関・団体等との連携のための連絡会の開催等健康づくり・介護予防に資する各種事業。

ウ 地域支え合い事業

高齢者の相互支援活動や地域の支え合い活動を推進する指導者養成のための研修会や地域の課題を適確に把握し、取り組んでいくための調査等の地域の支え合いに資する各種事業。

エ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織化の支援及び若手高齢者の意識・実態に係る調査等の老人クラブの加入促進に資する各種事業。

（４）その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする等、市町村老連または都道府県・指定都市老連が行う事業として適当と認められる事業。

4 その他

収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。